

第236回一関市教育委員会定例会

日時 令和4年6月23日（木）

午後1時30分から

場所 会議室棟第4会議室

1 開 会

2 議 事

議事日程第1 議案第13号 一関市図書館協議会委員の任命に関し議決を求めること
について

議事日程第2 議案第14号 一関市博物館協議会委員の任命に関し議決を求めること
について

3 報 告

- (1) 一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設（建築）工事の請負契約の変更に関する専決処分について（資料No.1）
- (2) 一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設（電気設備）工事の請負契約の変更に関する専決処分について（ 〃 ）
- (3) 一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設（機械設備）工事の請負契約の変更に関する専決処分について（ 〃 ）
- (4) 行事報告及び行事予定について（資料No.2）

4 その他

- (1) 令和4年度学校教育行政の重点について（特別支援教育）（資料No.3）
- (2) その他

5 閉 会

第236回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第13号	一関市図書館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて
議案第14号	一関市博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

議案第13号

一関市図書館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり一関市図書館協議会委員を任命することについて、議決を求める。

1 任命（令和4年7月1日付け 任期 令和4年7月1日～令和6年6月30日）

氏名	所属等
山 村 淳	一関図書館運営協議会
二階堂 美 恵	花泉図書館運営協議会
都 澤 喜久子	大東図書館運営協議会
藤 野 裕	千厩図書館運営協議会
伊 東 洋 司	東山図書館運営協議会
高 橋 澄 夫	室根図書館運営協議会
鈴 木 宏	川崎図書館運営協議会
千 葉 亜矢子	藤沢図書館運営協議会
鈴 木 純 香	いちのせき市民活動センター
佐々木 香	いちのせき若者サポートステーション
菅 原 美智江	ほおずきの会
千 葉 正	修紅短期大学
菅 原 奈々子	川崎中学校
那 須 照 市	川嶋印刷株式会社
千 田 広 子	公募委員
菅 原 寿	公募委員

令和4年6月23日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

理由

一関市図書館協議会委員の任期満了により新たに任命しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

※関係部分抜粋

○一関市図書館条例

(図書館協議会)

第4条 法第14条第1項の規定により中央館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が図書館の運営に資すると認める者

3 委員は16人とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○図書館法

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

議案第 14 号

一関市博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり一関市博物館協議会委員を任命することについて議決を求める。

1 任命（令和 4 年 7 月 1 日付 任期 令和 4 年 7 月 1 日～令和 5 年 6 月 30 日）

氏 名	所 属 等	選考基準
小笠原 浩	一関地方校長会（赤荻小学校長）	学校教育
佐 藤 幸 雄	一関地方校長会（厳美中学校長）	学校教育
石 井 美樹子	岩手県高等学校長協会一関支会 一関第二高等学校校長	学校教育

令和 4 年 6 月 23 日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

理由

所属機関での退職により、欠員となっている委員を新たに任命しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

※関係部分抜粋

○一関市博物館条例

(博物館協議会)

第3条 博物館の運営に関し必要な事項を審議するため、法第20条第1項の規定により、博物館に一関市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が任命する。

3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○博物館法

(博物館協議会)

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。